

令和8年 富士見町 条例

第 4 号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

富士見町長 渡 辺 葉

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(富士見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 富士見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第14号)の一部を次のように改める。

第26条中「児童福祉法第33条の10各号」を「児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(富士見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 富士見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改める。

第13条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年富士見町条例第17号)の一部を次のように改める。

第13条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。